

夕張市財政再生計画の変更 (令和元年9月)の概要

- 本年6月14日に夕張市の財政再生計画の変更について総務大臣が同意したが、令和元年度予算について、その後に発生した新たな事情に早急に対応するため、歳入・歳出額等を変更するもの。
- 変更に伴い必要となる財源については、新たな歳入の確保等により対応することとしており、財政再生計画の主要部分である計画期間、財政再生の基本方針については変更はない。

I 経過

- R01.9.10 夕張市議会が財政再生計画の変更を議決
- 〃 夕張市長が総務大臣宛の財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を北海道知事に提出
 - 〃 北海道知事が意見を付して財政再生計画変更報告書及び財政再生計画変更協議書を総務大臣に提出

II 歳入・歳出額の変更における主な内容

1 主な変更事項

(1) 水道事業会計への繰出し(+74百万円)

平成28年度の浄水場の建替えに伴い、建設改良費が割高となったことから、一般会計から水道事業会計へ繰出しを行うもの。

(財源) 一般財源 74百万円

(2) 老朽住宅の除却事業(+36百万円)

老朽化が進んでいる市営住宅の除却を実施するもの。

(財源) 国支出金(住宅市街地総合整備促進事業補助金) 18百万円

一般財源 18百万円

(3) 林道橋梁維持補修工事(+28百万円)

夕張市旭町に所在する林道旭線の林道橋梁(3橋)について、架設から50年以上経過し、損傷が著しいことから、維持補修工事を実施するもの。

(財源) 道支出金(農山漁村地域整備交付金) 14百万円

一般財源 14百万円

2 性質別歳入・歳出の増減

【一般会計】

(1) 歳入

国・道支出金の増(+28百万円)、繰入金の増(+207百万円)、地方債の減(▲34百万円)、その他の増(+10百万円)により202百万円の増

(2) 歳出

人件費の増(+1百万円)、物件費の増(+62百万円)、維持補修費の増(+56百万円)、建設事業費の減(▲38百万円)、その他の増(+121百万円)により202百万円の増

Ⅱ 財政再生計画本文の変更

令和元年10月1日に予定されている消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、7月26日開催の第3回臨時夕張市議会において、使用料の一部見直しを行う条例が可決されたことから、財政再生計画本文について、次のとおり変更する。

〈第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額〉

4 使用料及び手数料の額の変更、財産の処分その他の歳入の増加計画

(変更前)
<ul style="list-style-type: none">・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。 <p>※使用料・手数料上げの内容</p> <p>施設使用料：平成19年度から50%引き上げ</p> <p>下水道使用料：平成19年度から2,440円/10㎡に引き上げ</p> <p>各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ</p> <p>各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ</p> <p>ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/ℓなど）</p> <p>し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収</p> <p>水道使用料：平成24年度から2,956円/10㎡に引き上げ</p> <p>火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して3,600円～16,000円引き上げ</p>
(変更後)
<ul style="list-style-type: none">・ 使用料は、それぞれ対応する経費との均衡を考慮して平成19年度に見直し、新設を行ったところであり、引き続き適正に措置する。基準額が定められている使用料は適正な額を徴収する。また、水道事業における浄水場施設の更新に当たり、公平な受益者負担の観点から現行水道使用料の見直しを行う。・ 手数料は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定を踏まえるとともに、所要経費との関連を考慮して平成19年度に見直しを行ったところであり、引き続き適正に措置する。また、し尿処理場の施設建設にあわせ、公平な受益者負担の観点から現行手数料の見直しを行う。 <p>※使用料・手数料上げの内容</p> <p>施設使用料：平成19年度から50%引き上げ（令和元年10月より消費税及び地方消費税の引き上げ分を転嫁）</p> <p>下水道使用料：令和元年10月から2,555円/10㎡に引き上げ</p> <p>各種交付・閲覧手数料：平成19年度から150～200円引き上げ</p> <p>各種検診料：平成19年度から100～500円引き上げ</p> <p>ごみ処理手数料：平成19年度新設（家庭系混合ごみ2円/ℓなど）</p> <p>し尿処理手数料：し尿処理施設の新設に併せ、平成27年度から従来の収集料に加え、新たに処理料を徴収</p> <p>水道使用料：令和元年10月から3,096円/10㎡（量水器使用料含む）に引き上げ</p> <p>火葬場使用料：平成29年度から夕張市民以外の利用者に対して3,600円～16,000円引き上げ</p>

(参考) 歳入・歳出の全体像

【一般会計】

(令和元年度予算)

(単位：百万円)

区分	変更前	変更後	増減額	主な内容	
歳入	地方税	886	886	—	—
	地方譲与税	48	48	—	—
	地方交付税	4,706	4,706	—	—
	国・道支出金	1,896	1,924	28	住宅市街地総合整備促進事業補助金(長寿命化)【国】▲33 住宅市街地総合整備促進事業補助金(効果促進)【国】+18 農山漁村地域整備交付金【道】+14 道営住宅管理委託金【道】+25
	繰入金	787	994	207	財政調整基金繰入金 +198 幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 +8
	地方債	1,194	1,161	▲34	公営住宅建設事業債 ▲34
	その他	1,407	1,408	1	夕張まちづくり寄附金 +1
	合計	10,924	11,126	202	
歳出	人件費	1,168	1,169	1	地域おこし協力隊派遣事業 +1
	物件費	981	1,043	62	老朽市営住宅除却 +36 小・中学校教職員パソコン更新 +11 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定 +5 被保護者健康管理支援事業委託 +3 地域おこし協力隊派遣事業 +1
	維持補修費	439	495	56	道営住宅管理に係る補修 +25 市営住宅修繕 +22 火葬場屋根補修 +5
	扶助費	1,436	1,436	0	
	建設事業費	2,004	1,966	▲38	市営住宅改善(長寿命化)▲67 林道橋梁維持補修工事(長寿命化) +28 中学校バックネット補修 +1
	公債費	3,411	3,411	—	
	うち再生振替特例債	2,558	2,558	—	
	繰出金	862	862	0	
	その他	623	744	121	水道事業会計繰出(高料金対策) +74 過年度過誤納還付金(生活保護費国庫負担金) +18 過年度過誤納還付金(障害者自立支援給付費国庫負担金) +9
合計	10,924	11,126	202		

※端数処理の結果、増減額及び合計が一致しない場合がある。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

健全段階

- 指標の整備と情報開示の徹底
- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
- 監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

- 自主的な改善努力による財政健全化
- ・財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

- 国等の関与による確実な再生
- ・財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

公営企業の経営の健全化

（健全財政）

（財政悪化）

早期健全化基準

財政再生基準

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、東京都の基準は、別途設定されている。

実質赤字比率	道府県：3.75% 市町村：11.25%～15%	道府県：5% 市町村：20%
連結実質赤字比率	道府県：8.75% 市町村：16.25%～20%	道府県：15% 市町村：30%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市町村：350%	

資金不足比率
（公営企業ごと）

経営健全化基準

20%

3年間（平成21年度から平成23年度）の経過的な基準（都道府県は25%→25%→20%、市区町村は40%→40%→35%）を設けている。東京都の基準についても、経過措置が設けられている。

指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用